

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、長岡市（以下「市」という。）は、長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成 30 年 3 月 5 日

長岡市長 磯田 達伸

特定事業の選定について

1 事業内容

(1) 事業名称

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業

(2) 公共施設の管理者等の名称

長岡市長 磯田 達伸

(3) 事業目的

本事業は、市において発生する一般廃棄物の適切な処理を将来にわたり継続的に実施し、資源回収及び回収したエネルギーの有効活用を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の形成に適した本施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

併せて、本事業において本施設の設計・建設及び運営の業務を包括的かつ長期的に民間事業者を実施させることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設にかかる市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ることを目的とする。

なお、事業の実施にあたっては、地域経済の活性化、地域住民の安心・安全及び災害時の一時避難対応に関する積極的な取組みを期待する。

(4) 事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、本施設を設計・建設し、その後施設の運営までを一括して事業者委ねるものとする。市から本事業を実施するものとして選定された落札者は、特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）を設立し、市から委ねられる事業運営等を行う。

本施設の設計・建設期間については 4 年とし、運営期間は、施設の供用開始から 15 年間とする。

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が本施設の設計・建設を実施後、施設の所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり運営を実施する BTO 方式とする。

(6) 事業スケジュール

- ① 設計・建設期間：平成 31 年 4 月～平成 35 年 3 月（試運転期間を含む）
- ② 運営期間：平成 35 年 4 月～平成 50 年 3 月（15 年間）
- ※ 旧中之島ごみ処理施設及び中之島し尿処理施設の解体工事については、本事業とは別に平成 30～31 年度に実施する予定である。

(7) 業務範囲

① 事業者の業務

事業者は、以下の業務を行う。

- ア 資金調達業務（系統連系に係る工事負担金を含む）
- イ 設計業務
 - (ア) 実施設計業務
 - (イ) 各種申請業務（建築確認申請、一般廃棄物処理施設設置許可申請を含む事業者が行う各種申請）
 - (ウ) 交付金申請等の実施支援
- ウ 建設業務
 - (ア) 建設業務
 - (イ) 各種申請業務（事業者が行う各種申請）
 - (ウ) 交付金申請等の実施支援
- エ 工事監理業務
- オ 運營業務
 - (ア) 受付管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
 - (イ) 運転管理業務（運転管理、搬入出物の管理、搬入物の確認、搬出物の積込等）
 - (ウ) 物品・用役調達業務
 - (エ) 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
 - (オ) 余熱利用業務（外部への電力等のエネルギー供給）
 - (カ) 環境管理業務（環境基準値の遵守等）
 - (キ) 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
 - (ク) その他関連業務（見学者対応・住民対応・災害時の一時避難対応（事業者が負担すべき範囲）、施設清掃、警備、植栽管理、除雪等）

② 市の業務

市は、以下の業務を行う。

- ア 本事業の実施に関する地元同意の取得
- イ 交付金の申請手続

- ウ 各種申請（建築確認申請等）の実施支援、施設の所有権移転に伴う諸手続等
- エ 計画管理
- オ 施設全体管理
- カ 搬出物の運搬、資源化（金属類等）及び最終処分（焼却残渣・不燃残渣）
- キ 売電に係る事務手続
- ク 見学者対応・住民対応（市が負担すべき範囲）
- ケ 契約管理

2 市が直接事業を実施する場合とPFIとして実施する場合を比較した評価

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を市が直接実施する場合の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額とを比較するに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	PFI事業で実施する場合	算出根拠
ア 設計及び建設の対価	設計費 建設費 工事監理費 系統連系に係る工事負担金 等	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が直接実施する場合の費用はプラントメーカーの見積をもとに設定。 PFI事業で実施する場合の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
イ 運營業務にかかる費用の算出方法	用役費 人件費 点検補修費 等	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が直接実施する場合の費用はプラントメーカーの見積をもとに設定。 PFI事業で実施する場合の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
ウ 資金調達にかかる費用の算出方法	調達内容 交付金 一般財源 起債	交付金 起債 自己資本 銀行借入	【起債条件】 <ul style="list-style-type: none"> 起債については交付金対象内費用については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外費用については75%を充当する。 償還期間15年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。 【銀行借入条件】 <ul style="list-style-type: none"> 返済期間15年（据置3年）、利率は市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定。
	調達にかかる費用 起債に対する金利	起債に対する金利 自己資本に対する配当 銀行借入に対する金利	
エ その他の費用	—	アドバイザー費、 モニタリング費 SPC開業費 SPC経費 SPC利益 法人税 等	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業で実施する場合の費用については、先行事例その他を踏まえて設定。
オ 割引率	4.0%	同左	—
カ その他	物価変動は見込まない	同左	—

② 算定方法

①の前提条件を基に、市の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出した額を割引率により現在価値に割り戻して算定した。

③ 評価結果

本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合と比べて、事業期間全体で市の財政負担額を 6.5%縮減することが期待できる。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

① 設計、建設、工事監理及び運営の包括化によるサービス水準の向上

本施設の設計、建設、工事監理及び運営を包括的に実施することで、効率的な業務実施や民間の創意工夫の発揮によるサービス水準の向上が期待できる。

② 官民の明確なリスク分担による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。さらに民間の創意工夫による保険の付保等の適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

③ 市業務の効率化

資金調達、本施設の設計、建設、工事監理及び運営までの本事業にかかる業務を一括して民間事業者を実施させることにより、市としては、業務のモニタリングに専念することが可能となり、本事業の実施において効率的かつ効果的に取り組むことが可能となる。

(3) 民間事業者に移転されるリスクの評価

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとする PFI 事業のリスク分担の考え方から、民間事業者にリスクの一部を移転することにより、将来発生する可能性のある市の財政負担額を縮減するとともに、不測の事態において、迅速・的確な対応が期待できる。

一方、民間事業者にリスクを移転することにより、事業の破綻リスクが生じることとなるため、市は破綻の兆候を見逃さないようモニタリングにて事業を監視し、事前に破綻リスクを回避できるよう措置を取ることが必要となる。

(4) 総合評価

定量的評価、定性的評価及びリスクの評価による総合的評価の結果、本事業を PFI 事業として実施することで民間事業者の事業運営にかかる効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の縮減、公共サービスの質の向上が期待できると考えられる。

したがって、市は本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定する。